

1月19日(日)は十和田市長選挙の投票日です

忘れずに投票を！



※十和田市議会議員の欠員の状況によっては、十和田市議会議員補欠選挙を併せて行う場合があります。

〒十和田市選挙管理委員会事務局 ☎0176-51-6778

◆ 投票日当日の投票時間

午前7時～午後8時まで

※第39投票区投票所十和田湖観光交流センター「ぶらっと」、第40投票区投票所十和田湖小学校・中学校は、午前7時から午後6時までです。

◆ 選挙権のある人

平成19年1月20日以前に生まれた人で、令和6年10月11日以前に本市に転入の届け出をし、引き続き本市に住所を有する人です。

◆ 投票所入場券（はがき）

入場券は1月8日(水)以降に郵送します。投票（期日前投票を含む）するときにお持ちください。

※入場券を忘れた場合でも投票できます。

◆ 開票

とき 1月19日(日) 午後9時20分～
ところ 市立北園小学校 体育館
※参観は、十和田市選挙人名簿に登録され、十和田市選挙管理委員会が発行する「参観券」を持つ人が可能です。参観券は当日会場で午後9時から受け付けし、先着20人までに発行します。

◆ 投票の仕方

十和田市長選挙の投票日当日は、投票用紙に印刷された候補者の氏名の上の欄に○印スタンプを押して投票します。

期日前投票、不在者投票、十和田市議会議員補欠選挙の投票は候補者の氏名を書く「自書式」です。けが、病気などにより候補者の氏名を書くことができない人は代理記載の方法で投票ができます。また、点字による投票もできますので、投票所で申し出てください。

◆ 期日前投票

投票日当日に仕事や冠婚葬祭、買い物や旅行などの私用、病気やけが、妊娠などの理由で投票できない人は、期日前投票をすることができます。

期間 1月13日(月)～18日(土)
とき・ところ

- ▶午前8時30分～午後8時
▷市役所別館1階 会議室
- ▶午前10時～午後7時
▷西コミュニティセンター
▷市民交流プラザ「タワー」(展示室)
▷イオンスーパーセンター十和田店

◆ 不在者投票

▶ 他市区町村の選挙管理委員会・指定病院などにおける不在者投票

仕事や旅行などのため他市区町村に滞在している人や指定病院、指定保護施設に入院・入所している人などは不在者投票ができます。

▶ 郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人のうち、身体に重度の障がいがある人、介護保険法上の要介護状態区分が要介護5の人は、郵便などによる不在者投票ができます。

▶ 電子申請による投票用紙などの請求ができます

不在者投票を希望する人は、投票用紙などの請求が1月15日(水)までとなりますので、早めにお問い合わせください。

請求に必要な物など、詳しくは市ホームページをご確認ください。

市ホームページはこちらから▶



にんにくめいすいくん



バラ焼きめいすいくん

投票日当日の投票所一覧

投票区	投票所	投票区	投票所	投票区	投票所
第1投票区	市民交流プラザ「タワー」(展示室)	第16投票区	八郷会館	第31投票区	六日町生活改善センター
第2投票区	東小稲会館	第17投票区	中矢コミュニティセンター	第32投票区	藤坂小学校(仲よし会)
第3投票区	三本木小学校(体育館)	第18投票区	赤沼会館	第33投票区	藤島会館
第4投票区	十和田中学校(拓心館)	第19投票区	下切田構造改善センター	第34投票区	伝法寺地区農村会館
第5投票区	十和田商工会館	第20投票区	半在池集会所	第35投票区	米田地区集落総合センター
第6投票区	北園小学校(仲よし会)	第21投票区	夏間木地区会館	第36投票区	館集会所
第7投票区	みどり会館	第22投票区	晴山公民館	第37投票区	平山集会所
第8投票区	保健センター	第23投票区	深持ふれあいセンター	第38投票区	月日山林業会館
第9投票区	西十四番町会館(旭町会館)	第24投票区	中村集会所	第39投票区	十和田湖観光交流センター「ぶらっと」
第10投票区	南コミュニティセンター	第25投票区	羽立福祉館	第40投票区	十和田湖小学校・十和田湖中学校
第11投票区	ちとせ小学校(仲よし会)	第26投票区	洞内和徳館	第41投票区	市民の家
第12投票区	井戸頭団地集会所	第27投票区	立崎公民館	第42投票区	大畑野生活改善センター
第13投票区	一本木沢会館	第28投票区	牛鍵公民館	第43投票区	西コミュニティセンター
第14投票区	東コミュニティセンター	第29投票区	東栄会館	第44投票区	段新集会所
第15投票区	稲吉集会所	第30投票区	学習等供用施設高清水地区館	第45投票区	農村交流施設沢田悠学館

※第8投票区と第10投票区は、令和6年10月の衆議院議員総選挙の場所から変更になっていますのでご注意ください。
※令和6年12月24日(火)以降に転居した人は、転居前の投票所となります。